別表六の二(十六)付表一の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の15の２第２項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第11号中「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十六)付表一「32」）(6)」」を「「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十六)付表一「38」）(6)」」に、「別表六の二(十六)付表一「34」」を「別表六の二(十六)付表一「40」」に改め、同第11号及び第四号を次のように改める。

3　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第５号において同じ。）が１年に満たない場合には、「税額控除限度額 30万円×((6)－（６の内書))＋20万円×（６の内書） (7)」の欄中「30万円」とあるのは「$30万円\times\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」と、「20万円」とあるのは「$20万円\times\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」として記載すること。

4　「法人税額基準額 (5)×$\frac{30又は20}{100}$ (8)」の欄は、連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「30又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は20」を消すこと。

別表六の二(十六)付表一の記載要領に次の１号を加える。

5　「地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $\left((別表六の二(十六)「36」)\times\frac{別表六の二(十六)付表三「10」}{別表六の二(十六)付表三「11」}\right)$ 又は $\left((別表六の二(十六)「42」)\times\frac{別表六の二(十六)付表三「15」}{別表六の二(十六)付表三「16」}\right)$ (10)」の欄は、連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「$\left((別表六の二(十六)「36」)\times\frac{別表六の二(十六)付表三「10」}{別表六の二(十六)付表三「11」}\right)$ 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は $\left((別表六の二(十六)「42」)\times\frac{別表六の二(十六)付表三「15」}{別表六の二(十六)付表三「16」}\right)$ を消すこと。

別表六の二(十六)付表一の表を次のように改める。